議案２

「第１期仮運用期間における情報指令課に係る負担金に関する協定書（案）」について

「第１期仮運用期間における情報指令課に係る負担金に関する協定書（案）」を次のように定める。

なお、本協定については、令和８年１１月２７日に第１期運用団体間で締結するものとする。

第１期仮運用期間における情報指令課に係る負担金に関する協定書

京都市、京田辺市、久御山町、精華町及び乙訓消防組合（以下「第１期運用団体」という。）は、京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置に関する規約（以下「規約」という。）第８条第２項の負担金に関し、第１期仮運用期間（第１期運用期間のうち、同期間の始期から消防指令システム等の整備期間の終期までの期間をいう。以下同じ。）における取扱いについて、規約第１３条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第１条　この協定において使用する用語は、次項に定めるもののほか、規約において使用する用語の例による。

２　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　管轄人口　令和２年の国勢調査結果による人口をいう。

⑵　割当人員　規約第４条第２項の定数（代表団体が専ら自らの団体のために行う特定の事務（以下「特定の事務」という。）に要する人員相当数を除く。）に第１期運用団体の総管轄人口に対するそれぞれの構成団体の管轄人口の割合を乗じ、当該構成団体に割り当てた人員をいう。

⑶　配置人員　情報指令課に実際に配置されている人員（特定の事務に要する人員相当数を除く。）をいう。

⑷　人件費　負担金のうち、職員に係る給料、手当、共済費等（地方公務員共済組合等負担金、地方公務員災害補償基金負担金及び退職手当組合負担金並びに職員互助会補助金をいう。）その他の配置人員に係る経費をいう。

⑸　建物管理費　負担金のうち、京都市消防学校が存する建物のうち情報指令課が占有する部分の維持管理に係る経費をいう。

⑹　通信施設管理費　負担金のうち、通信施設（消防指令システム等のうち、主に京都府南部消防指令センターにおいて運用する共通の機器（ソフトウェアを含む。）をいう。）の維持管理に係る経費をいう。

⑺　一般事務費　負担金のうち、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、旅費その他の一般的な事務に係る経費をいう。

（負担金の算定方法）

第２条　負担金は、個別に算定するものとする。ただし、個別に算定することができないもの又は困難であるものについては、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算定するものとする。

⑴　人件費　当該構成団体の割当人員に当該人員に係る一人当たりの人件費を乗じて算定する。

⑵　建物管理費　第１期運用団体の総管轄人口に対する当該構成団体の管轄人口の割合を乗じて算定する。

⑶　通信施設管理費　第１期運用団体の総管轄人口に対する当該構成団体の管轄人口の割合を乗じて算定する。

⑷　一般事務費　第１期運用団体の総管轄人口に対する当該構成団体の管轄人口の割合を乗じて算定する。

２　前項に定めるもののほか、負担金の算定に関し必要な事項は、第１期運用団体の長が協議して定めるものとする。

（負担金の請求及び交付）

第３条　第１期運用団体（代表団体を除く。以下この条から第５条までにおいて同じ。）は、前条の規定により算定した負担金を、代表団体の請求に基づき概算払により交付するものとする。

２　前項の負担金の請求は、規約の施行日から令和８年１２月までの期間（以下「第一期」という。）及び令和９年１月から同年３月までの期間（以下「第二期」という。）の二期に区分し、各期均等に行うものとする。

３　前項の請求による納期は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める日とする。

⑴　第一期　令和８年１２月末まで

⑵　第二期　令和９年１月末まで

（予算の執行）

第４条　代表団体の長は、令和９年１月上旬までに規約第８条第１項の経費（以下「経費」という。）の執行見込額を第１期運用団体の長に通知するものとする。

２　大規模災害の発生その他の事由により、当初の予算に不足が生じると見込まれるとき又は不足が生じることが明らかとなったときは、代表団体の長は、速やかにその旨及び当該不足見込額を第１期運用団体の長に通知するものとする。

（負担金の確定）

第５条　代表団体の長は、毎年度終了後速やかに、第３条第１項の規定により交付を受けた負担金について、第１期運用団体の長と協議して当該年度の負担金を確定させるものとする。

２　前項の規定により負担金を確定させる場合において、その額に１円未満の端数が生じるときは、経費の執行額と負担金の総額が一致するまで、当該端数の大きい構成団体の負担

金から順に端数を切り上げて、当該経費の執行額まで調整するものとする。
3　代表団体は、第１項の規定により負担金を確定した場合において、剰余金が生じたときは、当該剰余金を出納の閉鎖までに当該構成団体に返納するものとする。

（協議）
第６条　この協定の施行に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、第１期運用団体の長が協議して定める。

附　則
（施行期日）
1　この協定は、令和８年１２月１日から施行する。
（この協定の失効）
2　この協定は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、本協定書５通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ１通を保管するものとする。

令和８年１１月２７日

京都市長
松　井　孝　治

京田辺市長
上　村　崇

久御山町長
信　貴　康　孝

精華町長
杉　浦　正　省

乙訓消防組合管理者
安　田　守